

○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター専任教員選考規程

〔平成 23 年 9 月 1 日〕  
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンターの専任教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 専任教員の選考は、宮崎大学センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(選考委員会)

第 3 条 産業動物防疫リサーチセンター教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、管理運営委員会の議に基づき、設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業動物防疫リサーチセンター運営委員会委員の中から選出された委員 2 人
- (2) 選考の対象となる教育研究分野に関係する教授 2 人
- (3) 産業動物防疫リサーチセンター長

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(候補者の選考)

第 4 条 専任教員候補者の選考は、公募によることを原則とする。

2 選考委員会は、3 分の 2 以上の委員の出席する委員会において審議し、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得て、候補適任者 1 名を決定する。

(学長への報告)

第 5 条 選考委員会の委員長は、候補適任者の履歴書、業績目録、主要論文等の参考となる資料を添えて、選考の経過及び結果を学長に報告する。

(資格審査)

第 6 条 学長は、前条の選考結果を候補者の所属が予定されている分野の事業内容に関連する学部長（以下「学部長」という。）に報告するとともに、当該学部教授会での資格審査依頼を行う。

2 依頼を受けた学部長は、資格審査を行い、その結果を学長に報告する。

3 資格審査の結果、承認されなかった場合は、再度、候補者の選考を行うものとする。

(候補者の選定)

第 7 条 学長は、前条の規定により資格審査の承認を得た候補適任者を、管理運営委員会に推薦する。

2 管理運営委員会は、前項により推薦された候補適任者について審議し、候補者を選定し、学長に推薦する。

(事務)

第 8 条 選考委員会の事務は、農学部事務部において処理する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。